

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 元年 5 月 14 日現在

機関番号：32663

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03414

研究課題名(和文) 電子的決済手段(電子マネー・仮想通貨)の法的性質 法改正・立法化に向けた提言

研究課題名(英文) The legal nature of electronic payment means : for purpose of reforming the laws

研究代表者

深川 裕佳 (FUKAGAWA, Yuka)

東洋大学・法学部・教授

研究者番号：10424780

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題では、電子的決済手段として、銀行口座振込・振替も含めて、電子マネー・仮想通貨について、立法化の進むEU法を比較対象として検討を行った。その結果、技術的進歩による状況の変化が、これまでの立法および解釈について、実態に見合った変更を求められていることを確認した。とはいえ、そのための法的ルールの検討は、どこまで既存の法体系に組み込まれるかという問題に関する十分な考察を必要としている。場当たりの部分的立法によって、消費者(決済サービスの利用者)を不安定な状況に陥らせることがないように、統一的でわかりやすいルールを備える必要があるからである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

振込・振替については、従来、議論の蓄積があるところ、決済システムの進歩によって資金の移動と振込・振替指図の移動との間の時間差が短縮されている今日、これに見合った法的議論が必要になるものと考えられた。電子マネーについては、前払式支払手段として立法的な手当てがなされているものの、クレジットカードと組み合わせられるなどの複雑な仕組みが消費者被害を拡大しうることを考察した。仮想通貨については、実社会における利用状況が日々変化する中で、資金決済法に定義される支払手段としての側面だけでなく、資金調達手段や金融商品としての側面も捕捉できる暗号資産のようなより広い定義が必要となることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：In this research, we examined the legal rules for electronic money and virtual currency, including bank account transfer and transfer. As a result, it was confirmed that the reform of laws and interpretations is needed in lines with changes in the situation due to technological progress. However, before considering to establish a new law, this should be done under the examination of the issue of how far these payment means can be covered by the existing legal rules, for that it is necessary to provide coherent and easy-to-understand rules for consumers.

研究分野：民法

キーワード：キャッシュレス決済 銀行口座振込・振替 電子マネー 仮想通貨

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

2014年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」(改訂)において、東京オリンピック・パラリンピック等に向けたキャッシュレス決済の普及が目指されているものの、キャッシュレス決済の様々な手段、とくに電子マネーや仮想通貨については、十分な立法的な手当てがなく、それらの法的性質に加えて、支払い手段として利用された場合の債権消滅の効果や、無権限で利用された場合などの問題について、十分な研究がなされていない状況にあった。そこで、安定した市民生活のためには、これらの問題を解明することが急務と考えられた。

2. 研究の目的

本研究課題は、「金銭類似の働きを有する電子的データ」が実際にどのように市民生活において利用されているかを調査した上で、それが民法上、どのような財産権の対象となるのかという理論的問題について、EU指令やフランス法における立法例を参考として基礎的な検討を行い、日本における立法的な提言へと結びつけようとするものである。

3. 研究の方法

「金銭類似の働きを有する電子的データ」として、基本的な地位を占めてきた銀行口座振込・振替に加えて、消費者被害が広がっているものと指摘される電子マネー・仮想通貨を対象として研究を行った。

キャッシュレス決済手段についての技術的な仕組みや消費者問題については、研究代表者の所属する研究会を通じてその実態に関する知見を得て、最新の情報に接することに努めた。

また、インターネットを利用して消費者が国境を越えて容易に物品・サービス等の購入を行うことができる現在は、その代金の支払いに関する国内の法制度についても、国際的ルールに見合ったものが必要となっている。そこで、国家の単位を超えた一体的な経済圏を形成しているEUにおいて、その法規制がどのようになされているかを知るために、EU指令を検討し、また、日本の法制度に多大な影響を与えてきたフランスにおいて、EU指令の国内法化がどのように従来の国内での議論と整合性をもってなされてきたかを検討することによって、日本における法整備のあり方に関する示唆を得た。

4. 研究成果

(1) 初年度

初年度は、簡易な決済を行う仕組み(制度)をつくる、または、つくられた仕組みに加入する段階(決済制度への加入者を明らかにし、その仕組みに適用される規則を定める段階)において問題となる相殺契約は、どのような法的性質を有するものかを検討した(深川裕佳「三者(多数者)間相殺と三角・多角取引」椿寿夫編『三角・多角取引と民法法理の深化(別冊NBLNo.161)』(商事法務、2016年10月)105-114頁)。

フランスの博士論文には、このような取引を「共同行為」によって説明するものがある。共同行為とは、複数の参加者が「共通の利益」を追求して一人の当事者としてする法律行為を指している。しかし、共同行為において参加者を一人の当事者に結び付ける「共通の利益」を持ち出すのみでは、参加者間の法律関係(特に、差額の支払い関係)について説明が不足しているように思われ、さらなる検討が必要になる(深川裕佳「多数当事者間相殺『契約』の法的性質—フランスにおける『共同的法律行為』説から得られる示唆」法政論集(名古屋大学)270号(2017年2月)115-129頁)。

他方、従来、日本では、このような相殺は「相殺契約」と呼ばれてきたものの、これを厳密な意味での「契約」とは称しにくいのではないかという問題がある。「相殺契約」と呼ばれてきたものの法的性質を検討すると、当事者の合意によって行われる相殺は、契約を含むより広義の概念として「合意または協定(convention)」として位置付けることがふさわしいものと考え

えられる。そうであっても、このような「合意または協定」を日本民法においてどのように位置づけるべきかというさらなる検討課題が残されることになる（深川裕佳「相殺契約は狭義の契約 (contrat) か、合意・協定 (convention) か？」東洋法学 60 巻 2 号(2016 年 12 月)112-100 頁)。

このようにして、今日の様々な決済システムの仕組み(制度)を解明するという観点から、初年度は、これに参加する当事者の行為に着目して検討を行ってその性質を検討した。

(2) 第 2 年目

この初年度の研究過程において、電子マネーによる支払取引の基盤として、口座振込みの仕組みをさらに解明する必要があることが明らかとなった。そこで、第 2 年目は、フランスにおける預貯金口座に対する振込み (virement) をめぐる最新の立法状況を確認し、また、日本において特に金融機関(または支払決済機関)間において簡易な資金の移動を実現するために問題となる三者以上の相殺に対して影響を及ぼし得る民法(債権関係)改正による新 469 条 2 項 2 号の規定を検討した。

前者 においては、口座振込みによる弁済の効果発生時期に関して、債権者の満足が得られると考えられる被仕向銀行による振込金額の受領を停止条件として、仕向銀行による振込指図の受領時に遡及して弁済の効果が生じるというフランスの学説を紹介し、フランスにおける仕向銀行と被仕向銀行間の決済や受取人への入金記帳を通常は知らされることのない依頼人にとって、資金を提供して振込指図をすれば免責されると考えるべきものと考えた(深川裕佳「フランスにおける預貯金口座に対する振込み (virement) をめぐる法状況」現代消費者法 36 号(2017 年)18-23 頁)。

また、後者 については、日本民法新 469 条 2 項 2 号は、将来債権譲渡によって譲渡人と債務者の二人の間に債権の対立という状態が生じることがないとしても、債務者による相殺を可能にする三者間法定相殺を定めるものであることを明らかにした(深川裕佳「譲渡債権の「発生原因である契約」から生じた自働債権による三者間相殺(民法新 469 条 2 項 2 号)」東洋法学 61 巻(2018 年)3 号 133-161 頁)。

これらによって、特に電子マネーの仕組みを解明するための基本的な仕組みを民法の概念を用いて説明するための手段を検討することができたものと考えられる。

(3) 最終年度

ここまでの検討において、フランスにおける預貯金口座に対する振込みをめぐる最新の立法状況を確認して日本への示唆を得、また、三者間法定相殺の観点から、民法(債権関係)改正による日本民法新 469 条 2 項 2 号の規定を位置付けた。

そこで、ここまでの発展として、上記 の検討をさらに発展させて、書籍を分担執筆する機会を得て、EU 決済サービス指令(およびその改正)を国内法化したフランスにおいて、銀行口座振替及び振込に関する条文の具体的な適用における課題を探った(深川裕佳「フランスにおける振込・振替をめぐる法状況」千葉恵美子編『キャッシュレス決済と法規整 横断的・包括的な電子決済法制の制定に向けて』(民事法研究会, 2019 年)88-109 頁)。

また、実務にインパクトを与えた裁判例(東京高裁平 29.1.18)の研究を通じて、キャッシュレス決済手段が組み合わされる場合に、技術的な複雑さを背景として、その仕組みを十分に理解することが困難な消費者(利用者)が晒されるリスクについて考察した(深川裕佳「判批(東京高判平成 29・1・18)(電子マネーサービス業者の説明義務)」判例時報 2386 号(判例評論 719 号)(2019 年)153-157 頁)。

さらに、どのような財差遣の対象となるかを検討するために、仮想通貨の法的定義を明ら

かにすべく、EU（特にフランス）の仮想通貨に関する最新の議論を参照して、今日では、暗号資産と称される傾向にあることを確認して、日本における仮想通貨（暗号資産）の定義について検討を行った（深川裕佳「(研究ノート)仮想通貨(暗号通貨)の定義に関する検討」東洋法学 62 巻(2019 年)3 号 273-292 頁)。

(4) 今後の展望

本研究の過程において、プリペイドカード(以下「電子マネー」という。)とクレジットカードのようなキャッシュレス支払手段の組合せが、無権限の第三者による不正な無断使用(以下「不正使用」という。)から生じる損失を拡大させるリスクを含んでいることが明らかになった。そこで、経済産業省が「キャッシュレス・ビジョン」(平成 30 年 4 月 11 日)を公表して、キャッシュレス決済を推進していくことを示しているように、政府がキャッシュレス決済を推進するなかで、キャッシュレス支払手段の不正使用におけるリスクを消費者と事業者の間において合理的に分配するような、支払手段の違いを超えた統一的なルールを設けることを検討することが必要になるものと考えられた。そこで、本研究のさらなる発展として、この問題に取り組む必要がある。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 7 件)

1. 深川裕佳「(研究ノート)仮想通貨(暗号通貨)の定義に関する検討」東洋法学 62 巻(2019 年)3 号 273-292 頁, 機関リポジトリ:
https://toyo.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=10674&file_id=22&file_no=1。(査読無)
2. 深川裕佳「判批(東京高判平成 29・1・18)[電子マネーサービス業者の説明義務]」判例時報 2386 号(判例評論 719 号)(2019 年)153-157 頁。(査読無)
3. 深川裕佳「譲渡債権の「発生原因である契約」から生じた自働債権による三者間相殺(民法新 469 条 2 項 2 号)」東洋法学 61 巻(2018 年)3 号 133-161 頁, 機関リポジトリ:
https://toyo.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_action_common_download&item_id=9978&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1&page_id=13&block_id=17。(査読無)
4. 深川裕佳「フランスにおける預貯金口座に対する振込み(virement)をめぐる法状況」現代消費者法 36 号(2017 年)18-23 頁。(査読無)
5. 深川裕佳「消滅時効と相殺の競合に関する検討 民法 508 条における相殺の要件」東洋法学 60 巻(2017 年)3 号 143-197 頁, 機関リポジトリ:
https://toyo.repo.nii.ac.jp/index.php?action=repository_action_common_download&item_id=8884&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1&page_id=13&block_id=17。(査読無)
6. 深川裕佳「多数当事者間相殺『契約』の法的性質 フランスにおける『共同的法律行為』説から得られる示唆」法政論集(2017 年)270 号 115-129 頁, 機関リポジトリ:
https://nagoya.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=23581&item_no=1&attribute_id=17&file_no=1。(査読無)
7. 深川裕佳「(研究ノート)相殺契約は狭義の契約(contrat)か, 合意・協定(convention)か?」東洋法学 60 巻(2016 年)2 号 59-71 頁, 機関リポジトリ:
https://toyo.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_action_common_download&item_id=8702&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1&page_id=13&block_id=17。(査読無)

[学会発表](計 0 件)

[図書](計 3 件)

1. 深川裕佳「フランスにおける振込・振替をめぐる法状況」千葉恵美子編『キャッシュレス決済と法規整 横断的・包括的な電子決済法制の制定に向けて』(民事法研究会, 2019 年)88-109 頁。
2. 深川裕佳「相殺規定と強行法・任意法」『強行法・任意法の研究』(2018 年 9 月)『詳解・改正民法』(商事法務, 2018 年)349-374 頁。
3. 深川裕佳「三者(多数者)間相殺と三角・多角取引」椿寿夫編『三角・多角取引と民法法理の深化(別冊 NBL No.161)』(2016, 商事法務)105-114 頁。

[産業財産権]

出願状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：
ローマ字氏名：
所属研究機関名：
部局名：
職名：
研究者番号（8 桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。